

青森県報

第三千三百六号

平成二十二年
十月二十五日
(月曜日)

目次

告 示

- 特定第二号漁業者の漁獲共済加入義務の発生…………… (水産振興課) …… 一
- 公有水面埋立て工事のしゅん功認可…………… (漁港漁場整備課) …… 一
- 出先機関…………… ……
- 土地改良区の役員の就任及び退任…………… (上北地域県民局) …… 二
- 選挙管理委員会…………… ……
- 政治資金規正法による政治団体の収支報告書の要旨の一部訂正…………… (事務局) …… 三

告 示

青森県告示第七百三三号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五十八号）第百八条第二項の規定により次の発起人が求めた次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められたので、同条第五項において準用する同法第百五条の二第四項の規定により公示する。

平成二十二年十月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

発起人の住所及び氏名（名称）	区 域	区 分
西津軽郡深浦町大字北金ヶ沢字塩見形 一一の一 五十嵐 政二	新深浦町第一区域 新深浦町漁業協同組合の地区のうち、大字柳田、大字関、大字北金ヶ沢、大字野沢、大字瀨戸、大字風合、大字風合、大字風合の区域	内水面以外の水面において網漁具を水に沈めて魚を捕るに主として置して主として漁業及び底建網漁業
西津軽郡深浦町大字北金ヶ沢字塩見形 二二七 古川 一吉	新深浦町第二区域 新深浦町漁業協同組合の地区のうち、大字龜ヶ崎一五	底建網漁業
西津軽郡深浦町大字龜ヶ崎一五 九の一 山内 太	新深浦町第二区域 新深浦町漁業協同組合の地区のうち、大字龜ヶ崎一五	底建網漁業

青森県告示第七百四号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第一条第一項の規定により、平成十八年十月十六日免許した公有水面の埋立てについて、同法第二十二条第一項の規定により、平成二十二年十月十五日次のとおり埋立てに関する工事のしゅん功の認可をしたので、同条第二項の規定により告示する。

なお、免許等の関係図書の写しは、この告示の日から起算して十年を経過する日まで深浦町役場に備え置いて閲覧に供される。

平成二十二年十月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 認可を受けた者の住所及び名称並びにその代表者の住所及び氏名

1 認可を受けた者の住所及び名称

- 青森市長島一丁目の一
- 青森県

2 代表者の住所及び氏名

- 青森市長島一丁目の一
- 青森県知事 三村申吾

二 埋立区域

1 位置

西津軽郡深浦町大字若崎字玉坂三七〇の一に隣接し、同字玉坂七から一三の一の地先公有水面

2 区域

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十一条第一項第一号の規定による国土交通省告示（平成十四年一月十日告示第九号）で定められた平面直角座標第二十系を用いて得た次の各地点のうち、の地点から の地点までを順次に直線で結んだ線及び の地点と の地点を直線で結んだ線により囲まれた区域

- の地点 X座標 プラス六五四七五・一八一メートル
- の地点 Y座標 マイナス七七八九三・八八九メートル
- の地点 X座標 プラス六五四七五・二二四メートル
- の地点 Y座標 マイナス七七八九二・二九〇メートル
- の地点 X座標 プラス六五四七五・六九〇メートル
- の地点 Y座標 マイナス七七八九二・二七〇メートル
- の地点 X座標 プラス六五四七二・一八〇メートル
- の地点 Y座標 マイナス七七七九三・九三二メートル
- の地点 X座標 プラス六五四七二・六一四メートル
- の地点 Y座標 マイナス七七七九三・九五三メートル
- の地点 X座標 プラス六五四七二・四四三メートル
- の地点 Y座標 マイナス七七七八九・一五六メートル
- の地点 X座標 プラス六五四七二・二四二メートル
- の地点 Y座標 マイナス七七七八九・二二七メートル
- の地点 X座標 プラス六五四七二・二五三メートル
- の地点 Y座標 マイナス七七七八九・四二七メートル
- の地点 X座標 プラス六五四二四・三五〇メートル
- の地点 Y座標 マイナス七七七八七・五六八メートル
- の地点 X座標 プラス六五四二四・五一〇メートル
- の地点 Y座標 マイナス七七七九二・〇六五メートル
- の地点 X座標 プラス六五五二一・四一九メートル
- の地点 Y座標 マイナス七七八二一・一八八メートル
- の地点 X座標 プラス六五五二一・八三一メートル

- の地点 Y座標 マイナス七七八三一・三六四メートル
 - の地点 X座標 プラス六五五二一・六一メートル
 - の地点 Y座標 マイナス七七八五一・五六三メートル
 - の地点 X座標 プラス六五五二一・五三三メートル
 - の地点 Y座標 マイナス七七七八二・六一四メートル
 - の地点 X座標 プラス六五五二一・五五三メートル
 - の地点 Y座標 マイナス七七八九二・六二六メートル
- 3 面積
四、四〇四・一一平方メートル

出 先 機 関

土地改良区の役員就任及び退任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、稲生川土地改良区から、次のとおり役員就任及び退任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十二年十月二十五日

上北地域農長 小林 巧

役員 の 区 別	氏 名	住 所	就任及び退任 の 年 月 日
理事	丸井 裕	十和田市西二十一番町四八の二九の一六	平成 三・九 五就任
"	山崎 誠一	元町西二丁目六の四〇	"
"	野月 忠見	大字洞内字杉ノ沢二〇の一	"
"	中川原 誠一	大字三本木字中撤七五の一	"
"	米田 一典	大字深持字南平八	"
"	畑中 勝治	元町西二丁目一一の一	"
"	中野渡 昇	大字深持字山ノ下三の一	"
"	杉山 秀明	大字赤沼字上川原三〇	"
"	中野渡 福美	大字深持字南平二五二の一	"

政治団体の収支報告書の要旨の平成20年分(2)資金管理団体の(ア)寄附の内訳の表中

恭進会	政治団体	郵政政策研究会 会東北本部	2,000,000	宮城県
-----	------	------------------	-----------	-----

を

恭進会	政治団体	郵政政策研究会 会東北本部	2,000,000	宮城県
		民主党本部	5,000,000	東京都

に訂正す

政治団体の収支報告書の要旨の平成20年分(2)資金管理団体の(ウ)本部又は支部から供与された交付金に係る収入の表中

恭進会	民主党本部	5,000,000
-----	-------	-----------

を訂正す

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町一丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭